

京都で広がる『子育てにやさしい職場づくり』 ～「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」企業が1,500社を突破～

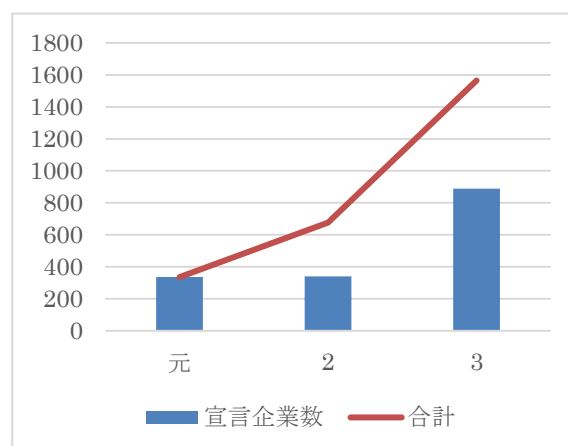
令和4年3月11日
政策企画部総合政策課
府民環境部男女共同参画課
健康福祉部こども・青少年総合対策室
商工労働観光部雇用推進室
労働政策課

京都府では、「子育て環境日本一」の実現に向け、令和元年度から企業が子育てにやさしい職場環境づくりに向けた具体的な行動を宣言し、実践する「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」の取り組みを行っており、宣言を行った企業が令和5年度までに1,500社となることを京都府総合計画における数値目標として定めています。

この度、目標の令和5年度を2年以上前倒して、1,500社を突破しましたので、府内企業をはじめ府民の皆さまにご周知いただきますようお願いいたします。

1 宣言企業数の推移

年 度	宣言企業数
令和元年	336社
令和2年	341社
令和3年（2月末まで）	888社
合 計	1,565社



「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」の概要

目 的

企業が従業員に対して、子育てに優しい職場環境づくりに向けた具体的な行動を宣言し、実践することにより、企業において妊娠・出産、子育てを理解して支援する風土の醸成や、子育てしやすい職場をつくり、更には子育てを社会全体で応援するという気運を醸成します。

子育てしやすい職場は、誰もが働きやすい魅力ある企業であり、企業価値が高まることにより、多様な働き方の実現と人材の確保・定着を目指します。

宣言内容

- (1) 宣言にあたっての想いなど企業トップからのメッセージ
- (2) 子育てしやすい職場環境に向けた目標
- (3) 目標達成に向けた具体的な行動計画
- (4) 目標達成の時期等スケジュール



2 宣言企業の拡大に向けた京都府の取組

- 中小企業応援隊や京都ジョブパークの企業支援コンサルティングチーム、府職員など約300名からなる企業支援の専門チーム「子育て企業サポートチーム」が府内企業等を訪問し、取組の伴走支援を実施。
- 宣言企業は、「子育て企業サポートチーム」のアドバイスが受けられるほか、「多様な働き方推進事業費補助金」による助成や、京都府ホームページや「子育てジョブ博」におけるPR等を活用できる。

<問合せ先>

商工労働観光部労働政策課 参事 真下 TEL 075-414-5683

宣言企業数	1,565 社（令和4年2月末現在）																																
地 域	京都市内 1,085 社、京都市外 480 社 （山城：284 社 南丹：44 社 中丹：69 社 丹後：49 社 その他：34 社）																																
主な業種	製造業：321 社、小売業・卸売業：240 社、建設業：196 社、サービス業：179 社、医療・福祉：157 社ほか <table><thead><tr><th>業種</th><th>社数</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>製造業</td><td>321</td><td>21%</td></tr><tr><td>小売・卸売</td><td>240</td><td>15%</td></tr><tr><td>建設業</td><td>196</td><td>13%</td></tr><tr><td>サービス</td><td>179</td><td>11%</td></tr><tr><td>医療・福祉</td><td>157</td><td>10%</td></tr><tr><td>その他</td><td>472</td><td>30%</td></tr></tbody></table>	業種	社数	割合	製造業	321	21%	小売・卸売	240	15%	建設業	196	13%	サービス	179	11%	医療・福祉	157	10%	その他	472	30%											
業種	社数	割合																															
製造業	321	21%																															
小売・卸売	240	15%																															
建設業	196	13%																															
サービス	179	11%																															
医療・福祉	157	10%																															
その他	472	30%																															
宣言内容	・テレワークの導入：814 社（34.3%） ・育児休暇の取得促進：383 社（16.1%） ・男性育休の取得促進：232 社（9.8%） ・時間単位の年次有給休暇制度の導入・活用促進：183 社（7.7%） など <table><thead><tr><th>宣言内容</th><th>社数</th></tr></thead><tbody><tr><td>在宅勤務制度</td><td>814</td></tr><tr><td>育休取得促進</td><td>383</td></tr><tr><td>男性育休支援</td><td>232</td></tr><tr><td>時間単位の年次有給休暇制度</td><td>183</td></tr><tr><td>所定外労働時間の削減</td><td>151</td></tr><tr><td>社内勉強会など普及啓発</td><td>142</td></tr><tr><td>フレックスタイム制度</td><td>97</td></tr><tr><td>子育て等の特別休暇</td><td>67</td></tr><tr><td>育休からの復帰支援</td><td>64</td></tr><tr><td>子連れ出勤できる環境整備</td><td>60</td></tr><tr><td>相談窓口の設置</td><td>42</td></tr><tr><td>法を上回る育児短時間勤務制度</td><td>13</td></tr><tr><td>育児のための費用助成等</td><td>9</td></tr><tr><td>不妊治療等に関する休業</td><td>1</td></tr><tr><td>その他</td><td>114</td></tr></tbody></table> n=2,372 社（※複数選択可）	宣言内容	社数	在宅勤務制度	814	育休取得促進	383	男性育休支援	232	時間単位の年次有給休暇制度	183	所定外労働時間の削減	151	社内勉強会など普及啓発	142	フレックスタイム制度	97	子育て等の特別休暇	67	育休からの復帰支援	64	子連れ出勤できる環境整備	60	相談窓口の設置	42	法を上回る育児短時間勤務制度	13	育児のための費用助成等	9	不妊治療等に関する休業	1	その他	114
宣言内容	社数																																
在宅勤務制度	814																																
育休取得促進	383																																
男性育休支援	232																																
時間単位の年次有給休暇制度	183																																
所定外労働時間の削減	151																																
社内勉強会など普及啓発	142																																
フレックスタイム制度	97																																
子育て等の特別休暇	67																																
育休からの復帰支援	64																																
子連れ出勤できる環境整備	60																																
相談窓口の設置	42																																
法を上回る育児短時間勤務制度	13																																
育児のための費用助成等	9																																
不妊治療等に関する休業	1																																
その他	114																																

※「行動宣言」の詳細については、別添のチラシを御参照ください。

※宣言企業名・具体的内容については、以下の京都府特設サイトをご参照願います。

（京都府ホームページ「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」）

<https://pref-kyoto-kodomohagukumu.jp/shokuba/companies/>

宣言企業の実践例

① 株式会社黒坂塗装工業所【業種：製造業／地区：宇治田原町】

(行動宣言前の状況)

以下の理由により、複数の従業員が「子連れ出勤」を希望

- ・祝日が出勤日となっているが、祝日は保育園が休園となるため、「年休」又は「欠勤」により子供の面倒をみている。
- ・子どもに難病指定されている傷病があり、日常生活には問題がないものの、保育園に登園できない期間がある。

(行動宣言の内容)

子連れ出勤を可能とするため、社内にキッズスペースを整備

※実践には多様な働き方推進事業費補助金を活用

(取組の効果)

キッズスペースの整備後、従業員の欠勤が「0」となると同時に、年次有給休暇も保育園の休園対応以外のことで活用してもらえるようになり、従業員満足度が向上。



② 株式会社万助楼【業種：旅館業／地区：京丹後市】

(行動宣言前の状況)

- ・旅館業の業務は宿泊客の滞在時間と共にあり、従業員自身により業務スケジュールを調整することが難しい。
- ・子どもの送迎や通院等により、1時間だけ出勤時間を遅らせたいような場合でも、「半日」又は「1日」単位で有給休暇を取得せざるをえず、従業員からは「周りへの従業員への負荷を考えると、休暇の申請を躊躇ってしまう」との声がある。

(行動宣言の内容)

就業規則を改正し、時間単位の年次有給休暇制度を導入

※実践には多様な働き方推進事業費補助金を活用

(取組の効果)

- ・従業員からは「周りの従業員に気兼ねせずに年休を活用できるようになった」との声
- ・夏期（7月～8月）における年次有給休暇の取得率が前年と比較して20%以上上昇

＜参考＞京都府庁の行動宣言

- ・すべての職員が育児を行うことを当たり前とする組織風土を醸成します。
- ・男性職員の育児休業取得率（又は育児に伴う休暇・休業の取得率）は、全国都道府県中1位を目指します。

子育てにやさしい職場づくりを 始めませんか！

子育てにやさしい職場は、誰もが働きやすい魅力ある職場であり、多様な働き方の実現は、人材確保や、企業価値の向上にもつながります。

経営トップが、自ら「職場づくり行動宣言」による決意を示し、管理職をはじめ社員の意識改革、業務プロセスやマネジメント見直しなど、魅力ある職場づくりを進めましょう。

魅力ある職場環境づくりをすすめると……

こんなメリットにつながります。

社員定着率の向上

時間単位の年次有給休暇
制度の導入及び
テレワーク環境の整備

仕事と子育て・介護の
両立により離職を
防止

人材確保力の強化

法を上回る
育児短時間勤務制度を
導入し、企業イメージ向上

求人しても応募が
少ない等の課題を
解決

生産性の向上

業務工程の進捗状況の
「見える化」システムで
サポート体制を整備

増大していた
時間外勤務を
削減

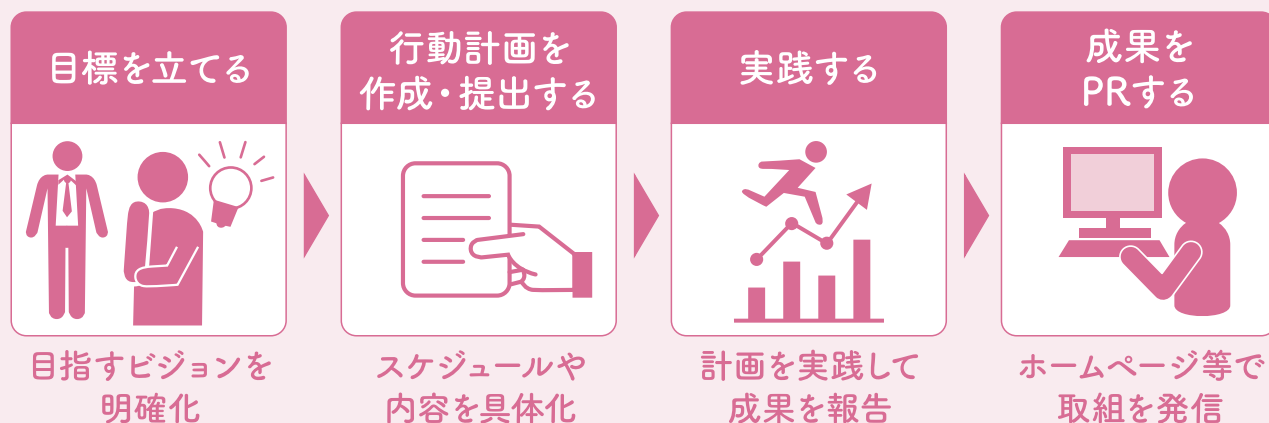
各企業の意欲的な
取組を支援します！

5つのサポート！

- ▶ 職場づくりの取組を補助金で応援します。
(多様な働き方推進事業費補助金等)
- ▶ 職場づくりの取組を特設ホームページ等で情報発信します。
- ▶ 社会保険労務士等が、課題抽出・分析や具体的な改善方法など計画の作成をお手伝いします。
(就労環境改善アドバイザー派遣事業 / 子育て企業サポートチーム等)
- ▶ 京都府が主催する京都ジョブ博など合同企業説明会に出展する機会を提供します。
- ▶ 各種補助金やイベント・研修情報をお届けします。



「行動宣言」の進め方



◎特設ホームページにアクセスし、申請フォームに必要事項を記入のうえ、提出してください。記載例や他社の行動宣言等もご覧いただけます。

※特設ホームページ (<https://pref-kyoto-kodomohagukumu.jp/shokuba/>)

京都府行動宣言 検索



Q

どんなことを宣言すればいいのですか？

A

宣言される目標の内容や数の要件はありません。まずは、身近な課題から、目標を設定してみてもいいでしょうか。課題を掘り下げるにあたって相談相手となるアドバイザーの派遣制度もありますので、ご利用ください。

Q

本社は京都府外にあるのですが、宣言できますか？

A

府内に本社がなくても、事務所や営業所単位で宣言できます。

Q

取組内容は子育てに関係した取組に限られますか？

A

子育てにやさしい取組に限らず、介護や治療と仕事との両立など、誰もが働きやすい職場づくりにつながる取組を記載してください。

Q

社内に子育て中の従業員がいませんが、宣言できますか？

A

宣言できます。（子育て中の従業員の有無を問いません。）

Q

取組期間はどれくらいを計画すればいいですか？

A

1～2年程度を目安に実践可能な取組を検討ください。
(より長期間の計画等をされている場合は、うち直近1～2年で実践を予定している取組内容を記入ください。)

Q

実践した後はどうすればいいですか？

A

京都府の特設ホームページから実践状況を報告してください。事務局で内容を確認し、特設ホームページ等で発信いたします。



貴社の人材確保に向けた
誰もが働きやすい
職場づくりを支援します！

子育て環境日本一の京都を目指して！

多様な働き方推進事業費補助金

(子育てにやさしい職場づくりコース)

補助対象事業

- ① 仕事と生活の両立支援のための就業規則等社内制度の整備、年次有給休暇の取得促進など、多様な働き方の推進に向けたコンサルタントの導入
- ② 子連れ出勤の実現に向けた託児スペースの整備など、多様な働き方の推進に向けた施設整備
- ③ 労働生産性の向上により長時間労働の削減や有給休暇の取得の促進といった多様な働き方の推進に繋がる機器、ソフトウェアの導入(ただし、通常必要となるもの及び汎用性のあるものを除く)
- ④ 多様な働き方の理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加
- ⑤ 新たに実施する①～④までの取組を発信し、人材確保に繋げるために行う、PRグッズの作成、ホームページ又は求人媒体への掲載、企業説明会への出展

補助率・補助額

○中小企業等が個別に事業実施する場合: **補助対象経費の2分の1以内**(上限:50万円)

ただし・小規模企業者が個別に事業実施する場合は、補助対象経費の3分の2以内(上限:50万円)

・時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ効果測定期間における年次有給休暇取得率の10%上昇(前年同時期対比)を達成した場合は、補助対象経費*の3分の2以内(上限:100万円) ※目標の達成のために要した経費に限る

○複数事業者が共同で事業実施する場合: **補助対象経費の3分の2以内**(上限:100万円)

申請期間

令和3年4月28日(水)～12月28日(火)

※補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了する場合、あるいは希望された金額を交付できない場合がありますので、御了承願います。



京都府補助事業



京都府中小企業団体中央会実施

趣旨

人材確保・定着の促進を目的に、従業員の仕事と家庭の両立に向け、多様な働き方の推進に取り組む府内中小企業等を支援

補助対象者

京都府内に事業所を有し、かつ、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行うものであって、以下のいずれかに該当するもの（みなし大企業に該当しないもの及び国または地方公共団体から出資を受けていないものに限る。）

ア 業種区分に応じて **A** または **B** を満たすもの（個人事業を含む）。その他の法人は、区分に応じて **C** を満たすもの

業種区分	A 資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	B 従業員基準 (常時使用する従業員の数)
① 製造業、建設業、運輸業	3億円 以下	300人 以下
② 卸売業	1億円 以下	100人 以下
③ サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円 以下	100人 以下
④ 小売業	5,000万円 以下	50人 以下
⑤ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円 以下	900人 以下
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円 以下	300人 以下
⑦ 旅館業	5,000万円 以下	200人 以下
⑧ その他の業種(上記以外)	3億円 以下	300人 以下
その他の法人	C 組織形態・従業員数	
⑨ 組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会	
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下の者	
⑪ 社団法人(一般・公益)	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑫ 財団法人(一般・公益)	①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑬ 特定非営利活動法人		

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

エ ア、イ、及びウに掲げるもののほか、特に京都府中小企業団体中央会が認めるもの

補助対象経費

【次に掲げる経費】

- 規則等作成料 ●コンサルタント料 ●講師謝金 ●施設整備費 ●機器のレンタル、リース及び購入経費 ●教育研修費 ●備品購入費
- 旅費 ●印刷製本費 ●役務費 ●消耗品費 ●委託料 ●取組発信経費(広告宣伝費、出展費、ホームページ作成費、求人媒体作成費)
- その他中央会が必要と認める経費

※外部専門家によるコンサルティング事業に係る経費及び就業規則の作成・見直しに係る経費については、補助対象経費として合計200,000円を上限とする。

補助対象期間

交付決定日～令和4年2月28日 ※期限までに、経費の支払も含め事業を完了することが必要です。

手続の流れ



申請者

京都府「子育て企業サポートチーム」スーパーバイザーに相談【必須】

※個別訪問等により、補助金申請のポイント等について、アドバイスをさせていただきます。
まずは、京都府労働政策課までお問い合わせください。(075-414-5085)



申請者

アドバイスを踏まえ、交付申請書等を作成し、京都府中小企業団体中央会に提出(郵送または持参)

京都府中小企業団体中央会 京都市下京区四条通室町東入ル函谷鉾町78番地 京都経済センター3階
TEL:075-708-3701 FAX:075-708-3725
受付時間:月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 9時～12時、13時～17時



中央会

事業内容、効果について審査し、審査結果を通知



申請者

事業を実施し、効果を確認のうえ、京都府中小企業団体中央会に実績報告書等を提出



中央会

実績報告書等の内容を確認し、補助金の金額確定・交付(精算払)